

内部監査の実施状況について

(令和8年1月30日現在)

秋田労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局総務課	令和7年11月17日 (自局職員)	<input type="radio"/> 会計経理事務に関すること <input type="radio"/> 管理事務に関すること <input type="radio"/> その他	・指摘事項特になし。	
局内労働保険徴収室 外9課・室	令和7年10月10日から10月28日にかけて実施	<input type="radio"/> 会計経理事務に関すること <input type="radio"/> 管理事務に関すること <input type="radio"/> その他	・指摘事項特になし。	
秋田労働基準監督署 外5署	令和7年10月3日から10月22日にかけて実施	<input type="radio"/> 会計経理事務に関すること <input type="radio"/> 管理事務に関すること <input type="radio"/> その他	・出勤簿や休暇簿の記載誤り等、軽微ではあるが、多数の事務処理誤りが認められた。 ・活動結果報告書において、欠勤時間の算定誤りが認められた。 ・超過勤務時間の把握漏れにより、超過勤務手当の支給漏れが生じた。	・担当者および決裁者において適切な事務処理であるかを確認するとともに、動態確認の際にもチェックを行うこととした。 ・担当者および決裁者における確認を確実に行うこととした。 ・各資料を相互に照合して確認する事務処理が不十分であったため、今後は担当者において確実に行うこととした。
秋田公共職業安定所 外10所 (出張所3所含む)	令和7年10月1日から10月31日にかけて実施	<input type="radio"/> 会計経理事務に関すること <input type="radio"/> 管理事務に関すること <input type="radio"/> その他	・年次有給休暇の残日数誤りにより、回収が生じた。 ・前回監査で指摘された誤りが訂正されていない。	・回収が生じた職員以外にも複数の残日数計算誤りが認められたため、勤務時間管理員のみではなく、決裁者においても確認徹底することとした。 ・担当者だけでなく管理者が確認を行うこと、複数人での確認を行うこととした。